

調整中

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）【概要】

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項(P)】
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【17事項(P)】
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項(P)】
例：①県費負担教職員の給与等の負担、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、県費負担教職員の定数の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定
 - 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項(P)】
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等
- ※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

自家用有償旅客運送 ※

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

直轄道路・河川

以下は、内閣府案（「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」（平成25年11月1日内閣府））であり、今後、検討・調整結果を踏まえて検討。

（基本的な考え方）

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整。

（移譲の対象範囲）

- 「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。

（財源措置）

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

- 建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。
- 維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。
- 財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体 164 団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在）

農地転用

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
 - ・ 農用区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
 - ・ 農用区域内における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・学級編制基準の決定
- ・県費負担教職員の定数の決定

（関係道府県と指定都市の間で、個人住民税所得割の2%の税源移譲を行うことを合意。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	